

平成 9 年 2 月 7 日決定
平成 15 年 3 月 11 日改正
平成 26 年 3 月 31 日改正
平成 27 年 6 月 1 日改正
令和 5 年 8 月 17 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正
建築指導部建築審査課

京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する
事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めがあるもののほか、法の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法及び建築基準法において使用する用語の例による。

(認定の申請)

第3条 法第17条第1項の規定により認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（省令別記第3号様式）の正本及び副本に、省令第8条に定める図書のほか、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（別記第1号様式）

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 法第17条第4項の規定による申出（法第18条第2項の規定により準用する場合を含む。）に当たっては、前項の申請書に併せて、建築基準法施行規則第1条の3に規定する確認申請書（以下「確認申請書」という。）の正本及び副本のほか、当該申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するか否かの審査を要する場合においては、任意判定結果通知書（指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた判定を行った結果を記載した通知書をいう。）の写しを添えて市長に提出するものとする。

(計画の通知)

第4条 市長は、法第17条第5項の規定により建築主事又は建築副主事に通知しようとするときは、バリアフリー法計画通知書（別記第2号様式）に、前条第2項の規定により申請者から提出された確認申請書の正本及び副本を添えて行うものとする。

（計画の軽微な変更）

第5条 認定建築主等は、省令第11条の規定により軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）をしようとするときは、バリアフリー計画軽微変更届（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

（計画の変更）

第6条 認定建築主等は、法第18条の規定により計画の変更（軽微な変更を除く。）の認定を受けようとするときは、変更認定申請書（別記第4号様式）の正本及び副本に、省令第8条に定める図書及び第3条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 第3条第2項及び第4条の規定は、前項の場合において準用する。

（工事の完了）

第7条 認定建築主等は、計画の認定を受けた特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築等の工事を完了したときは、速やかにバリアフリー工事完了届（別記第5号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、必要に応じて、認定特定建築物が認定を受けた内容に適合しているか否かを検査するものとする。

（改善命令）

第8条 市長は、法第21条の規定により改善命令を行う場合は、改善命令書（別記第6号様式）により命ずるものとする。

2 前項の命令を受けた認定建築主等は、改善状況報告書（別記第7号様式）により、改善を行った内容について市長に報告を行うものとする。

（計画の認定の取消し）

第9条 市長は、法第22条の規定により認定の取消しを行う場合は、認定取消通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（取下届等）

第10条 申請者は、法第17条第3項の認定を受ける前に申請を取り下げるときは、認定申請取下届（別記第9号様式）を市長に提出するものとする。

2 認定建築主等は、法第17条第3項の認定を受けた計画の認定特定建築物の建築等又は維持保全を取り止めたときは、遅滞なく、認定工事取止届（別記第10号様式）に認定通知書を添えて市長に提出するものとする。

（補則）

第11条 この要領の実施に関して必要な事項については、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

この要領は、平成9年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年8月17日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。